

第579回

遊佐町議会定例会議案

令和7年6月10日

議第39号

令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方譲与税等の確定に伴い、予算に組み入れるため、令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）を専決処分したので、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第3号

令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第3号

令和6年度 遊佐町一般会計補正予算に関する専決処分書

令和6年度 遊佐町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度 遊佐町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 115,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,731,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		84,676	12,667	97,343
	1. 地方揮発油譲与税	18,082	1,720	19,802
	2. 自動車重量譲与税	54,248	6,355	60,603
	4. 森林環境譲与税	12,346	4,592	16,938
3. 利子割交付金		300	138	438
	1. 利子割交付金	300	138	438
4. 配当割交付金		3,800	2,014	5,814
	1. 配当割交付金	3,800	2,014	5,814
5. 株式等譲渡所得割交付金		3,500	5,006	8,506
	1. 株式等譲渡所得割交付金	3,500	5,006	8,506
6. 法人事業税交付金		12,500	2,580	15,080
	1. 法人事業税交付金	12,500	2,580	15,080
7. 地方消費税交付金		305,000	11,376	316,376
	1. 地方消費税交付金	305,000	11,376	316,376
8. 環境性能割交付金		6,700	2,131	8,831
	1. 環境性能割交付金	6,700	2,131	8,831
10. 地方交付税		3,835,780	220,860	4,056,640
	1. 地方交付税	3,835,780	220,860	4,056,640
11. 交通安全対策特別交付金		1,600	△448	1,152
	1. 交通安全対策特別交付金	1,600	△448	1,152

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		1,996,004	△61,405	1,934,599
	1. 国庫負担金	668,474	△58,395	610,079
	2. 国庫補助金	1,325,815	△3,010	1,322,805
15. 県支出金		914,431	△35,531	878,900
	1. 県負担金	345,931	△12,170	333,761
	2. 県補助金	521,790	△23,361	498,429
17. 寄附金		928,532	71,679	1,000,211
	1. 寄附金	928,532	71,679	1,000,211
18. 繰入金		1,336,688	7,141	1,343,829
	3. 基金繰入金	1,293,856	7,141	1,300,997
20. 諸収入		370,187	92	370,279
	4. 雑入	107,479	92	107,571
21. 町債		1,106,188	△353,300	752,888
	1. 町債	1,106,188	△353,300	752,888
歳入	合計	12,846,000	△115,000	12,731,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,896,001	23,324	2,919,325
	1. 総務管理費	2,582,337	33,124	2,615,461
	2. 徴税費	215,877	△9,800	206,077
3. 民生費		2,260,367	△3,856	2,256,511
	1. 社会福祉費	1,386,302	11	1,386,313
	2. 児童福祉費	757,478	133	757,611
	3. 災害救助費	116,587	△4,000	112,587
4. 衛生費		572,686	△26,200	546,486
	1. 保健衛生費	325,344	6,000	331,344
	2. 清掃費	229,342	△32,200	197,142
5. 労働費		21,886		21,886
	1. 労働諸費	21,886		21,886
6. 農林水産業費		922,899	4,592	927,491
	2. 林業費	169,884	4,592	174,476
7. 商工費		968,971	20,550	989,521
	1. 商工費	968,971	20,550	989,521
8. 土木費		1,180,111	△6,900	1,173,211
	2. 道路橋梁費	454,469	1,500	455,969
	5. 住宅費	151,378	△8,400	142,978
9. 消防費		338,385	△3,167	335,218
	1. 消防費	338,385	△3,167	335,218

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		832,142	△3,333	828,809
	1. 教育総務費	273,043		273,043
	2. 小学校費	110,183		110,183
	3. 中学校費	99,316	△3,333	95,983
	4. 社会教育費	190,984		190,984
	5. 保健体育費	158,616		158,616
11. 災害復旧費		1,759,873	△120,010	1,639,863
	1. 農林水産業施設災害復旧費	1,197,260	△65,510	1,131,750
	2. 公共土木施設災害復旧費	542,830	△54,500	488,330
歳 出 合 計		12,846,000	△115,000	12,731,000

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 . 商 工 費	1 . 商 工 費	商工振興一般経費	10,550
11 . 災 害 復 旧 費	2 . 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋りょう災害復旧事業	15,000

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
まちづくりセンター改築事業	190,400	借入先との協定による。	借入先との協定による。ただし、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入れができる。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができる。	0	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
環境衛生事業	5,500				5,400			
町道整備事業	154,300				150,800			
消防施設整備事業	8,500				8,200			
防災基盤整備事業	8,300				7,000			
観光施設整備事業	93,800				93,200			
産業振興施設整備事業	16,000				15,900			
スクールバス整備事業	18,700				16,300			
中学校改築事業	21,500				18,400			
社会教育施設整備事業	3,700				3,500			
社会体育施設整備事業	6,100				5,500			
災害復旧事業	337,700				187,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	1,264,237		1,264,237
2. 地方譲与税	84,676	12,667	97,343
3. 利子割交付金	300	138	438
4. 配当割交付金	3,800	2,014	5,814
5. 株式等譲渡所得割交付金	3,500	5,006	8,506
6. 法人事業税交付金	12,500	2,580	15,080
7. 地方消費税交付金	305,000	11,376	316,376
8. 環境性能割交付金	6,700	2,131	8,831
9. 地方特例交付金	55,890		55,890
10. 地方交付税	3,835,780	220,860	4,056,640
11. 交通安全対策特別交付金	1,600	△448	1,152
12. 分担金及び負担金	1,356		1,356
13. 使用料及び手数料	30,312		30,312
14. 国庫支出金	1,996,004	△61,405	1,934,599
15. 県支出金	914,431	△35,531	878,900
16. 財産収入	16,099		16,099
17. 寄附金	928,532	71,679	1,000,211
18. 繰入金	1,336,688	7,141	1,343,829
19. 繰越金	572,220		572,220
20. 諸収入	370,187	92	370,279
21. 町債	1,106,188	△353,300	752,888
歳入合計	12,846,000	△115,000	12,731,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	92,157		92,157				
2. 総務費	2,896,001	23,324	2,919,325	△8,728	△190,400	66,010	156,442
3. 民生費	2,260,367	△3,856	2,256,511	△5,170			1,314
4. 衛生費	572,686	△26,200	546,486	△13,415	△3,600	5,778	△14,963
5. 労働費	21,886		21,886			3,000	△3,000
6. 農林水産業費	922,899	4,592	927,491			4,081	511
7. 商工費	968,971	20,550	989,521		△700	4,495	16,755
8. 土木費	1,180,111	△6,900	1,173,211	20,936	△3,500		△24,336
9. 消防費	338,385	△3,167	335,218		△1,600		△1,567
10. 教育費	832,142	△3,333	828,809	△1,639	△6,300	△2,286	6,892
11. 災害復旧費	1,759,873	△120,010	1,639,863	△88,920	△147,200	2,169	113,941
12. 公債費	961,370		961,370				
13. 諸支出金	21,152		21,152				
14. 予備費	18,000		18,000				
歳出合計	12,846,000	△115,000	12,731,000	△96,936	△353,300	83,247	251,989

2. 歳入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 1. 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方揮発油譲与税	18,082	1,720	19,802	1. 地方揮発油譲与税	1,720	地方揮発油譲与税
計	18,082	1,720	19,802			

(項) 2. 自動車重量譲与税

1. 自動車重量譲与税	54,248	6,355	60,603	1. 自動車重量譲与税	6,355	自動車重量譲与税
計	54,248	6,355	60,603			

(項) 4. 森林環境譲与税

1. 森林環境譲与税	12,346	4,592	16,938	1. 森林環境譲与税	4,592	森林環境譲与税
計	12,346	4,592	16,938			

(款) 3. 利子割交付金

(項) 1. 利子割交付金

1. 利子割交付金	300	138	438	1. 利子割交付金	138	利子割交付金
計	300	138	438			

(款) 4. 配当割交付金

(項) 1. 配当割交付金

1. 配当割交付金	3,800	2,014	5,814	1. 配当割交付金	2,014	配当割交付金
計	3,800	2,014	5,814			

(款) 5. 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1. 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	3,500	5,006	8,506	1. 株式等譲渡所得割交付金	5,006	株式等譲渡所得割交付金
計	3,500	5,006	8,506			

(款) 6. 法人事業税交付金

(項) 1. 法人事業税交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 法人事業税交付金	12,500	2,580	15,080	1. 法人事業税交付金	2,580	法人事業税交付金
計	12,500	2,580	15,080			

(款) 7. 地方消費税交付金

(項) 1. 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	305,000	11,376	316,376	1. 地方消費税交付金	11,376	地方消費税交付金
計	305,000	11,376	316,376			

(款) 8. 環境性能割交付金

(項) 1. 環境性能割交付金

1. 環境性能割交付金	6,700	2,131	8,831	1. 環境性能割交付金	2,131	環境性能割交付金
計	6,700	2,131	8,831			

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,835,780	220,860	4,056,640	1. 地方交付税	220,860	特別交付税
計	3,835,780	220,860	4,056,640			

(款) 11. 交通安全対策特別交付金

(項) 1. 交通安全対策特別交付金

1. 交通安全対策特別交付金	1,600	△448	1,152	1. 交通安全対策特別交付金	△448	交通安全対策特別交付金
計	1,600	△448	1,152			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

4. 災害復旧費国庫負担金	337,778	△68,395	269,383	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	△68,395	道路橋りょう災害復旧費負担金
5. 総務費国庫負担金	10,000	10,000	20,000	1. 総務管理費負担金	10,000	道の駅鳥海一体型整備事業負担金
計	668,474	△58,395	610,079			

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	300,041	△11,728	288,313	1. 総務管理費補助金	△11,728	地方創生支援事業費補助金（高校魅力化支援事業） 物価高騰対応地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援 枠）	△1,250 △10,478
2. 衛生費国庫補助金	52,616	△13,415	39,201	1. 保健衛生費補助金	△13,415	災害廃棄物処理事業補助金	
3. 土木費国庫補助金	156,213	25,136	181,349	1. 道路橋梁費補助金	25,136	臨時道路除雪事業費補助金 社会資本整備総合交付金	21,000 4,136
4. 教育費国庫補助金	28,739	△1,639	27,100	3. 中学校費補助金	△1,639	安全・安心な学校づくり交付金	
8. 災害復旧費国庫補助金	667,001	△1,364	665,637	1. 公共土木施設災害 復旧費補助金	△7,364	町営住宅災害復旧費補助金	
				2. 農林水産業施設災 害復旧費補助金	6,000	林業施設災害復旧費補助金	
計	1,325,815	△3,010	1,322,805				

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	344,135	△12,170	331,965	3. 災害救助費負担金	△12,170	災害救助費負担金	
計	345,931	△12,170	333,761				

(項) 2. 県補助金

6. 土木費県補助金	18,400	△4,200	14,200	2. 住宅費補助金	△4,200	県浸水住宅復旧緊急支援事業補助金	
11. 災害復旧費県補助金	32,240	△19,161	13,079	1. 農林水産業施設災 害復旧費補助金	△19,161	農業施設災害復旧費補助金 内水面養殖・漁業生産復旧支援事業費補助金	△17,500 △1,661
計	521,790	△23,361	498,429				

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般寄附金	4,030	817	4,847	1. 一般寄附金	817	地震災害等寄附金
5. 総務企画費寄附金	924,502	64,862	989,364	1. 企画費寄附金	64,862	ふるさと納税寄附金 50,662 企業版ふるさと納税寄附金 14,200
6. 環境衛生費寄附金		6,000	6,000	1. 環境衛生費寄附金	6,000	環境衛生事業寄附金
計	928,532	71,679	1,000,211			

(款) 18. 繰入金

(項) 3. 基金繰入金

4. 義務教育施設整備基金繰入金	4,880	△1,621	3,259	1. 基金繰入金	△1,621	義務教育施設整備基金繰入金
5. 観光施設整備基金繰入金	31,600	△1,500	30,100	1. 基金繰入金	△1,500	観光施設整備基金繰入金
10. 環境保全基金繰入金	11,030	△722	10,308	1. 基金繰入金	△722	環境保全基金繰入金
14. 中小企業緊急経済対策利子補給等基金繰入金	3,390	△5	3,385	1. 基金繰入金	△5	中小企業緊急経済対策利子補給等基金繰入金
16. 森林環境譲与税活用基金繰入金	1,140	△11	1,129	1. 基金繰入金	△11	森林環境譲与税活用基金繰入金
18. 企業版ふるさと納税基金繰入金		11,000	11,000	1. 基金繰入金	11,000	企業版ふるさと納税基金繰入金
計	1,293,856	7,141	1,300,997			

(款) 20. 諸収入

(項) 4. 雑入

4. 雑入	98,713	92	98,805	2. 雑入	92	スポーツ振興事業助成金 △665 障害者自立支援給付費負担金精算金 257 市町村災害支援金 500
計	107,479	92	107,571			

(款) 21. 町債

(項) 1. 町債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1. 総務債	212,800	△190,400	22,400	1. 総務管理債	△190,400	まちづくりセンター改築事業債	
3. 衛生債	5,500	△100	5,400	1. 保健衛生債	△100	環境衛生事業債	
5. 土木債	183,300	△3,500	179,800	1. 道路橋梁債	△3,500	町道整備事業債	
6. 消防債	16,800	△1,600	15,200	1. 消防債	△300	消防施設整備事業債	
				2. 災害対策債	△1,300	防災基盤整備事業債	
7. 商工債	109,800	△700	109,100	1. 商工債	△700	観光施設整備事業債	△600
						産業振興施設整備事業債	△100
8. 教育債	70,400	△6,300	64,100	2. 中学校債	△5,500	スクールバス整備事業債	△2,400
						中学校改築事業債	△3,100
				3. 社会教育債	△200	社会教育施設整備事業債	
				4. 保健体育債	△600	社会体育施設整備事業債	
9. 災害復旧債	337,700	△150,700	187,000	1. 公共土木施設災害復旧債	△47,400	公共土木施設災害復旧事業債	
						2. 農林水産業施設災害復旧債	△99,800
				林業施設災害復旧事業債	△2,000		
				4. 災害対策債	△3,500	災害対策債	
計	1,106,188	△353,300	752,888				

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一般管理費	433,378		433,378	△7,000			7,000			
3. 広報広聴費	16,231	△5,000	11,231			△8,000	3,000	10. 需用費	△5,000	印刷製本費
6. 財産管理費	25,210	△2,728	22,482				△2,728	12. 委託料	△2,728	システム保守管理委託料 △528 地方公会計対応支援業務委託料 △2,200
7. 財政調整基金費	286,304	17,552	303,856				17,552	24. 積立金	17,552	財政調整基金積立金
8. 企画費	1,652,838	23,300	1,676,138	8,750	△190,400	74,010	130,940	7. 報償費	9,900	事業協力謝礼 △1,100 ふるさとづくり寄附金返礼品 11,000
								11. 役務費	△20,000	通信運搬費 △10,000 手数料 △10,000
								12. 委託料	4,000	設計委託料 △3,000 業務委託料 7,000
								14. 工事請負費	△8,500	施設整備工事費
								18. 負担金補助 及び交付金	△1,500	地域みらい留学365事業負担金
								24. 積立金	39,400	ふるさと基金積立金 16,000 遊佐パーキングエリアタウン整備基金 積立金 10,000 企業版ふるさと納税基金費 13,400
計	2,582,337	33,124	2,615,461	1,750	△190,400	66,010	155,764			

(項) 2. 徴税费

1. 税務総務費	184,734	△9,800	174,934	△10,478			678	18. 負担金補助 及び交付金	△9,800	定額減税補足給付金
計	215,877	△9,800	206,077	△10,478			678			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	1,018,068	11	1,018,079				11	19. 扶助費	11	自立支援更生医療給付費
計	1,386,302	11	1,386,313				11			

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3. 児童福祉施設費	399,898	133	400,031				133	10. 需用費	133	光熱水費
計	757,478	133	757,611				133			

(項) 3. 災害救助費

3. 災害救助費	114,446	△4,000	110,446	△5,170			1,170	14. 工事請負費	△4,000	住宅応急修理工事費
計	116,587	△4,000	112,587	△5,170			1,170			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

3. 環境衛生費	35,128	6,000	41,128		△100	5,778	322	24. 積立金	6,000	環境保全基金積立金
計	325,344	6,000	331,344		△100	5,778	322			

(項) 2. 清掃費

2. 塵芥処理費	229,342	△32,200	197,142	△13,415	△3,500		△15,285	12. 委託料	△28,700	災害廃棄物処理委託料
								18. 負担金補助及び交付金	△3,500	酒田地区広域行政組合負担金
計	229,342	△32,200	197,142	△13,415	△3,500		△15,285			

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

1. 労働諸費	21,886		21,886			3,000	△3,000			
計	21,886		21,886			3,000	△3,000			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

1. 林業振興費	169,479	4,592	174,071			4,081	511	24. 積立金	4,592	森林環境譲与税活用基金積立金
計	169,884	4,592	174,476			4,081	511			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 商工振興費	190,938	10,550	201,488		△100	5,995	4,655	12. 委託料	10,550	キャッシュレス決済緊急経済支援事業委託料
3. 観光費	388,055	10,000	398,055		△600	△1,500	12,100	24. 積立金	10,000	観光施設整備基金積立金
計	968,971	20,550	989,521		△700	4,495	16,755			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

1. 道路維持費	165,406	1,500	166,906	25,136			△23,636	12. 委託料	1,500	除雪委託料
2. 道路新設改良費	289,063		289,063		△3,500		3,500			
計	454,469	1,500	455,969	25,136	△3,500		△20,136			

(項) 5. 住宅費

2. 住宅建設対策費	123,106	△8,400	114,706	△4,200			△4,200	18. 負担金補助及び交付金	△8,400	浸水住宅復旧支援事業補助金
計	151,378	△8,400	142,978	△4,200			△4,200			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	210,076	△3,167	206,909				△3,167	18. 負担金補助及び交付金	△3,167	酒田地区広域行政組合分賦金(経常)
5. 災害対策費	37,372		37,372		△1,600		1,600			
計	338,385	△3,167	335,218		△1,600		△1,567			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

7. 通学対策費	120,957		120,957		△2,400		2,400			
計	273,043		273,043		△2,400		2,400			

(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	90,066		90,066			△1,465	1,465			
2. 教育振興費	20,117		20,117			△78	78			
計	110,183		110,183			△1,543	1,543			

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	93,941	△3,333	90,608	△1,639	△3,100		1,406	14. 工事請負費	△3,333	施設改良工事費
2. 教育振興費	5,375		5,375			△78	78			
計	99,316	△3,333	95,983	△1,639	△3,100	△78	1,484			

(項) 4. 社会教育費

6. 文化財保護費	46,497		46,497		△200		200			
計	190,984		190,984		△200		200			

(項) 5. 保健体育費

2. 社会体育振興費	16,693		16,693			△665	665			
3. 社会体育施設費	52,894		52,894		△600		600			
計	158,616		158,616		△600	△665	1,265			

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

2. 農業施設災害復旧費	1,046,000	△63,000	983,000	△17,500	△97,800	2,169	50,131	14. 工事請負費	△63,000	農業施設復旧工事費（県町）
3. 林業施設災害復旧費	143,050		143,050	6,000	△2,000		△4,000			
4. 水産業施設災害復旧費	8,210	△2,510	5,700	△1,661			△849	18. 負担金補助及び交付金	△2,510	内水面養殖・漁業生産復旧支援事業費補助金
計	1,197,260	△65,510	1,131,750	△13,161	△99,800	2,169	45,282			

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋りょう災害復旧費	515,000	△50,000	465,000	△68,395	△47,400		65,795	14. 工事請負費	△50,000	道路橋りょう復旧工事費（国補助）
3. 町営住宅災害復旧費	27,830	△4,500	23,330	△7,364			2,864	14. 工事請負費	△4,500	施設補修工事費
計	542,830	△54,500	488,330	△75,759	△47,400		68,659			

議第40号

令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

低所得者保険料軽減負担金返還分を、予算に組み入れるため、令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 2 号

令和 6 年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決
処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、
令和 6 年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、別紙のと
おり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第2号

令和6年度 遊佐町介護保険特別会計補正予算に関する専決処分書

令和6年度 遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度 遊佐町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,037,040 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		377,898	40	377,938
	1. 介護保険料	377,898	40	377,938
歳入合計		2,037,000	40	2,037,040

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金		70,617	40	70,657
	1. 償還金及び還付加算金	50,988	40	51,028
歳出合計		2,037,000	40	2,037,040

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	377,898	40	377,938
2. 使用料及び手数料	2		2
3. 国庫支出金	481,147		481,147
4. 支払基金交付金	497,386		497,386
5. 県支出金	265,970		265,970
6. 財産収入	41		41
7. 繰入金	300,883		300,883
8. 諸収入	6		6
9. 繰越金	113,667		113,667
歳入合計	2,037,000	40	2,037,040

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	45,034		45,034				
2. 保険給付費	1,802,500		1,802,500				
3. 財政安定化基金拠出金	1		1				
4. 基金積立金	44,878		44,878				
5. 地域支援事業費	73,870		73,870				
6. 諸支出金	70,617	40	70,657				40
7. 予備費	100		100				
歳出合計	2,037,000	40	2,037,040				40

2. 歳入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 第1号被保険者保険料	377,898	40	377,938	1. 現年度分特別徴収 保険料	40	特別徴収保険料
計	377,898	40	377,938			

3. 歳出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 償還金	49,629	40	49,669				40	22. 償還金利子 及び割引料	40	補助金等返還金
計	50,988	40	51,028				40			

議第41号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和7年4月1日から施行する必要があるため、遊佐町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第4号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

遊佐町長

松永裕美

遊佐町条例第12号

遊佐町税条例の一部を改正する条例

遊佐町税条例（昭和50年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の

次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

- 14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の

2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第42号

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和7年4月1日から施行する必要があるため、遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第5号

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

遊佐町長

松永裕美

遊佐町条例第13号

遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

遊佐町国民健康保険税条例（昭和50年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第11条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の遊佐町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第43号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求めらる。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和7年4月1日から施行する必要があるため、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第6号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

遊佐町長

松永裕美

遊佐町条例第14号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例

遊佐町都市計画税条例（平成18年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の遊佐町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第44号

R6災46-102江地(2)西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更の専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、R6災46-102江地(2)西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

R6災46-102江地(2)西通川揚水機場災害復旧工事の施工にあたり、工期等を変更して実施する必要があり、専決処分したので、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第7号

R6災46-102江地(2) 西通川揚水機場災害復旧工事に
係る請負契約の一部変更の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、R
6災46-102江地(2) 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一
部変更について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

議決年月日 及び番号	内 容		
	事項名	変 更 前	変 更 後
令和7年3月13日 議第27号	工期	令和7年3月13日 ～ 令和7年3月31日	令和7年3月13日 ～ 令和8年2月27日

議 第 4 5 号

令和7年度 遊佐町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度 遊佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 467,360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,405,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月10日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		875,006	207,251	1,082,257
	2. 国庫補助金	468,991	207,251	676,242
15. 県支出金		734,927	1,487	736,414
	2. 県補助金	456,309	440	456,749
	3. 県委託金	39,261	1,047	40,308
18. 繰入金		968,301	88,922	1,057,223
	3. 基金繰入金	941,083	88,922	1,030,005
21. 町債		822,700	169,700	992,400
	1. 町債	822,700	169,700	992,400
歳 入 合 計		9,937,640	467,360	10,405,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,125,990	145,267	2,271,257
	1. 総務管理費	1,943,285	68,161	2,011,446
	2. 徴税費	99,276	77,106	176,382
3. 民生費		2,100,573	8,785	2,109,358
	1. 社会福祉費	1,332,638	7,048	1,339,686
	2. 児童福祉費	765,931	1,737	767,668
4. 衛生費		449,862	2,844	452,706
	1. 保健衛生費	299,255	2,844	302,099
6. 農林水産業費		773,647	1,457	775,104
	1. 農業費	665,372	1,057	666,429
	2. 林業費	72,971	400	73,371
7. 商工費		885,775	2,182	887,957
	1. 商工費	885,775	2,182	887,957
8. 土木費		776,921	174,000	950,921
	2. 道路橋梁費	155,954	174,000	329,954
9. 消防費		371,489	825	372,314
	1. 消防費	371,489	825	372,314
11. 災害復旧費		316,919	132,000	448,919
	1. 農林水産業施設災害復旧費	258,400	122,000	380,400
	2. 公共土木施設災害復旧費		10,000	10,000
歳 出 合 計		9,937,640	467,360	10,405,000

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
パーキングエリアタウン整備事業	49,100	借入先との協定による。	借入先との協定による。ただし、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回った際には、当該見直しを行った利率で借入れができる。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができる。	61,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
町道整備事業	60,200				127,900			
災害復旧事業	84,200				173,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	1,548,208		1,548,208
2. 地方譲与税	94,814		94,814
3. 利子割交付金	230		230
4. 配当割交付金	3,800		3,800
5. 株式等譲渡所得割交付金	3,500		3,500
6. 法人事業税交付金	13,500		13,500
7. 地方消費税交付金	305,000		305,000
8. 環境性能割交付金	8,000		8,000
9. 地方特例交付金	5,000		5,000
10. 地方交付税	3,521,143		3,521,143
11. 交通安全対策特別交付金	1,000		1,000
12. 分担金及び負担金	1,280		1,280
13. 使用料及び手数料	28,159		28,159
14. 国庫支出金	875,006	207,251	1,082,257
15. 県支出金	734,927	1,487	736,414
16. 財産収入	12,177		12,177
17. 寄附金	606,000		606,000
18. 繰入金	968,301	88,922	1,057,223
19. 繰越金	60,000		60,000
20. 諸収入	324,895		324,895
21. 町債	822,700	169,700	992,400
歳 入 合 計	9,937,640	467,360	10,405,000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	93,029		93,029				
2. 総務費	2,125,990	145,267	2,271,257	94,434	12,700		38,133
3. 民生費	2,100,573	8,785	2,109,358	7,030			1,755
4. 衛生費	449,862	2,844	452,706				2,844
5. 労働費	17,586		17,586				
6. 農林水産業費	773,647	1,457	775,104				1,457
7. 商工費	885,775	2,182	887,957	1,047			1,135
8. 土木費	776,921	174,000	950,921	106,227	67,700		73
9. 消防費	371,489	825	372,314				825
10. 教育費	986,370		986,370				
11. 災害復旧費	316,919	132,000	448,919		89,300		42,700
12. 公債費	1,011,500		1,011,500				
13. 諸支出金	17,979		17,979				
14. 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	9,937,640	467,360	10,405,000	208,738	169,700		88,922

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	91,918	93,994	185,912	1. 総務管理費補助金	93,994	物価高騰対応地方創生臨時交付金(給付金・定額減税一体支援枠) 77,994 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) 16,000
3. 土木費国庫補助金	7,914	106,227	114,141	1. 道路橋梁費補助金	106,227	道路メンテナンス事業費補助
5. 民生費国庫補助金	112,260	7,030	119,290	1. 社会福祉費補助金	7,030	子ども・子育て支援事業費補助金
計	468,991	207,251	676,242			

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	9,788	440	10,228	1. 総務管理費補助金	440	県外生受入れ推進に係る全国団体参画支援補助金
計	456,309	440	456,749			

(項) 3. 県委託金

3. 商工費県委託金	2,126	1,047	3,173	1. 観光費委託金	1,047	登山道刈払委託金
計	39,261	1,047	40,308			

(款) 18. 繰入金

(項) 3. 基金繰入金

2. 財政調整基金繰入金	388,940	88,922	477,862	1. 基金繰入金	88,922	財政調整基金繰入金
計	941,083	88,922	1,030,005			

(款) 21. 町債

(項) 1. 町債

1. 総務債	418,200	12,700	430,900	1. 総務管理債	12,700	パーキングエリアタウン整備事業債
5. 土木債	89,200	67,700	156,900	1. 道路橋梁債	67,700	町道整備事業債
9. 災害復旧債	84,200	89,300	173,500	1. 公共土木施設災害復旧債	10,000	公共土木施設災害復旧事業債
				2. 農林水産業施設災害復旧債	79,300	農業施設災害復旧事業債
計	822,700	169,700	992,400			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
8. 企画費	1,202,696	39,370	1,242,066	16,440	12,700		10,230	11. 役務費 70 12. 委託料 39,300	手数料 測量調査等委託料	
9. 電子計算費	247,115	28,791	275,906				28,791	12. 委託料 27,942 13. 使用料及び 賃借料 849	システム改修委託料 システム標準化・共通化対応業務委託料 システム使用料	11,330 16,612
計	1,943,285	68,161	2,011,446	16,440	12,700		39,021			

(項) 2. 徴税费

1. 税務総務費	64,604	77,994	142,598	77,994				1. 報酬	888	会計年度任用職員報酬	
								3. 職員手当等	400	給与費明細書のとおり	
								4. 共済費	145	職員共済費	
								10. 需用費	230	消耗品費	
								11. 役務費	1,165	通信運搬費 手数料	890 275
								12. 委託料	2,166	システム構築業務委託料	
								18. 負担金補助 及び交付金	73,000	定額減税補足給付金	
2. 賦課徴収費	34,672	△888	33,784				△888	1. 報酬	△888	会計年度任用職員報酬	
計	99,276	77,106	176,382	77,994			△888				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	958,470	5,298	963,768	5,280			18	3. 職員手当等	18	給与費明細書のとおり
								27. 繰出金	5,280	国保事務費繰出金
3. 医療給付費	374,071	1,750	375,821	1,750				27. 繰出金	1,750	後期高齢者事務費繰出金
計	1,332,638	7,048	1,339,686	7,030			18			

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	184,319	1,737	186,056				1,737	1. 報酬 3. 職員手当等 8. 旅費	1,213 429 95	会計年度任用職員報酬 給与費明細書のとおり 費用弁償
計	765,931	1,737	767,668				1,737			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	149,957	2,697	152,654				2,697	1. 報酬 3. 職員手当等 8. 旅費	2,078 518 101	会計年度任用職員報酬 給与費明細書のとおり 費用弁償
2. 予防費	119,604	147	119,751				147	8. 旅費 18. 負担金補助 及び交付金	9 138	費用弁償 子宮頸がんワクチン接種費用助成金（ キャッチアップ接種）
計	299,255	2,844	302,099				2,844			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	216,664	157	216,821				157	22. 償還金利子 及び割引料	157	補助金等返還金
5. 農地費	313,038	900	313,938				900	13. 使用料及び 賃借料	900	積算システム使用料
計	665,372	1,057	666,429				1,057			

(項) 2. 林業費

1. 林業振興費	72,586	400	72,986				400	12. 委託料	400	林道橋梁診断委託
計	72,971	400	73,371				400			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3. 観光費	200,058	1,047	201,105	1,047				12. 委託料	1,047	登山道刈払委託料
5. 交通対策費	37,503	1,135	38,638				1,135	12. 委託料	1,135	デマンドタクシー運行業務委託料
計	885,775	2,182	887,957	1,047			1,135			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路新設改良費	58,639	174,000	232,639	106,227	67,700		73	12. 委託料	9,000	測量設計委託料
								14. 工事請負費	165,000	町道改良工事費
計	155,954	174,000	329,954	106,227	67,700		73			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

5. 災害対策費	64,017	825	64,842				825	14. 工事請負費	825	防災行政無線施設整備工事費
計	371,489	825	372,314				825			

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

2. 農業施設災害復旧費	160,000	122,000	282,000		79,300		42,700	14. 工事請負費	122,000	農業施設復旧工事費(県町)
計	258,400	122,000	380,400		79,300		42,700			

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

1. 道路橋りょう災害復旧費		10,000	10,000		10,000			14. 工事請負費	10,000	道路橋りょう復旧工事費(県町)
計		10,000	10,000		10,000					

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	271	193,204	581,657	382,592	1,157,453	218,541	1,375,994	
変 更 前	271	189,913	581,657	381,227	1,152,797	218,396	1,371,193	
比 較		3,291		1,365	4,656	145	4,801	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変 更 後	14,115	6,291	10,186	3,058	27,019			170,547	140,564	57	10,755
	変 更 前	14,232	5,958	10,186	3,058	26,589			170,157	140,235	57	10,755
	比 較	△ 117	333			430			390	329		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	133		511,330	277,419	788,749	158,850	947,599	
変 更 前	133		511,330	277,019	788,349	158,850	947,199	
比 較				400	400		400	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当
	変 更 後	14,115	6,291	8,061	3,058	21,071			117,775	96,236	57	10,755
	変 更 前	14,232	5,958	8,061	3,058	20,671			117,893	96,334	57	10,755
	比 較	△ 117	333			400			△ 118	△ 98		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の基礎となったものについて記載すること

イ 会計年度任用職員

(単位：人，千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
変 更 後	138	193,204	70,327	105,173	368,704	59,691	428,395	
変 更 前	138	189,913	70,327	104,208	364,448	59,546	423,994	
比 較		3,291		965	4,256	145	4,401	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任 手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手当	児童手当
	変 更 後			2,125		5,948			52,772	44,328		
	変 更 前			2,125		5,918			52,264	43,901		
	比 較					30			508	427		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の基礎となったものについて記載すること。

(2) 職員手当の明細 (特別職及び一般職の職員)

(単位:千円)

目名称 (款 - 項 - 目)	職名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職 手 当	時間外勤 務 手 当	管理職員特 別勤務手当	単身赴任 手 当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	児童手当	合 計
議会費 (1.1.1)	議員	-	-	-	-	-	-	-	12,718	-	-	-	議員 12,718
	職員	216	-	195	380	-	-	-	2,120	1,782	-	-	職員 4,693
	会計	-	-	-	-	31	-	-	444	373	-	-	会計 848
一般管理費 (2.1.1)	長等	-	-	-	-	-	-	-	5,952	-	-	-	長等 5,952
	職員	2,288	1,366	1,517	398	18,000	-	-	23,670	19,468	57	2,180	職員 68,944
	会計	-	-	98	-	1,652	-	-	2,759	2,318	-	-	会計 6,827
企画費 (2.1.8)	会計	-	-	-	-	195	-	-	888	746	-	-	会計 1,829
税務総務費 (2.2.1)	職員	360	804	587	380	400	-	-	7,609	6,326	-	360	職員 16,826
賦課徴収費 (2.2.2)	会計	-	-	-	-	48	-	-	870	731	-	-	会計 1,649
戸籍住民基本台帳費 (2.3.1)	職員	30	84	66	-	-	-	-	2,188	1,827	-	180	職員 4,375
	会計	-	-	-	-	272	-	-	2,123	1,784	-	-	会計 4,179
参議院議員選挙費 (2.4.3)	職員	-	-	-	-	2,223	-	-	-	-	-	-	職員 2,223
	会計	-	-	-	-	490	-	-	-	-	-	-	会計 490
統計調査総務費 (2.5.1)	職員	336	-	30	-	-	-	-	1,201	949	-	-	職員 2,516
基幹統計調査費 (2.5.2)	職員	-	-	-	-	448	-	-	-	-	-	-	職員 448
	会計	-	-	-	-	93	-	-	-	-	-	-	会計 93
社会福祉総務費 (3.1.1)	職員	1,196	648	456	380	-	-	-	7,351	5,952	-	1,420	職員 17,403
	会計	-	-	-	-	-	-	-	217	183	-	-	会計 400
児童福祉総務費 (3.2.1)	職員	2,616	38	1,340	-	-	-	-	16,156	13,100	-	2,535	職員 35,785
	会計	-	-	-	-	30	-	-	661	555	-	-	会計 1,246
児童福祉施設費 (3.2.3)	職員	360	-	308	-	-	-	-	2,311	1,836	-	120	職員 4,935
	会計	-	-	420	-	1,534	-	-	14,374	12,075	-	-	会計 28,403
保健衛生総務費 (4.1.1)	職員	1,124	648	1,094	-	-	-	-	10,864	8,888	-	480	職員 23,098
	会計	-	-	-	-	28	-	-	282	236	-	-	会計 546
予防費 (4.1.2)	会計	-	-	-	-	56	-	-	816	685	-	-	会計 1,557
環境衛生費 (4.1.3)	会計	-	-	-	-	-	-	-	439	368	-	-	会計 807
農業委員会費 (6.1.1)	会計	-	-	-	-	-	-	-	888	745	-	-	会計 1,633

目名称(款-項-目)	職名	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	合計
農業総務費(6.1.2)	職員	798	618	405	380	-	-	-	8,227	6,767	-	720	職員 17,915
農業振興費(6.1.3)	会計	-	-	-	-	61	-	-	1,329	1,116	-	-	会計 2,506
国土調査費(6.1.6)	職員	-	336	128	-	-	-	-	868	729	-	-	職員 2,061
商工総務費(7.1.1)	職員	1,176	-	362	380	-	-	-	7,750	6,298	-	600	職員 16,566
商工振興費(7.1.2)	会計	-	-	-	-	61	-	-	444	373	-	-	会計 878
観光費(7.1.3)	会計	-	-	-	-	10	-	-	444	373	-	-	会計 827
土木総務費(8.1.1)	職員	360	852	430	380	-	-	-	5,157	4,227	-	-	職員 11,406
道路維持費(8.2.1)	会計	-	-	-	-	-	-	-	587	493	-	-	会計 1,080
道路新設改良費(8.2.2)	職員	378	-	-	-	-	-	-	1,152	899	-	120	職員 2,549
非常備消防費(9.1.2)	職員	198	-	81	-	-	-	-	2,378	1,962	-	120	職員 4,739
災害対策費(9.1.5)	会計	-	-	-	-	86	-	-	465	391	-	-	会計 942
事務局費 (10.1.2)	教育長	-	-	-	-	-	-	-	2,582	-	-	-	教育長 2,582
	職員	1,023	333	329	380	-	-	-	5,819	4,644	-	480	職員 13,008
	会計	-	-	-	-	-	-	-	444	373	-	-	会計 817
教育研究費(10.1.3)	会計	-	-	-	-	-	-	7,642	6,420	-	-	会計 14,062	
通学対策費(10.1.7)	会計	-	-	1,380	-	660	-	-	9,397	7,894	-	-	会計 19,331
小学校学校管理費 (10.2.1)	職員	480	-	128	-	-	-	-	1,049	795	-	480	職員 2,932
	会計	-	-	60	-	-	-	-	1,612	1,354	-	-	会計 3,026
中学校学校管理費 (10.3.1)	職員	396	-	98	-	-	-	-	2,182	1,761	-	240	職員 4,677
	会計	-	-	-	-	-	-	-	833	699	-	-	会計 1,532
社会教育総務費 (10.4.1)	職員	360	282	329	-	-	-	-	6,894	5,726	-	360	職員 13,951
	会計	-	-	-	-	301	-	-	909	763	-	-	会計 1,973
生涯学習推進費(10.4.2)	会計	-	-	84	-	166	-	-	1,323	1,111	-	-	会計 2,684
文化財保護費(10.4.6)	会計	-	-	-	-	62	-	-	967	812	-	-	会計 1,841
学校保健費 (10.5.1)	職員	420	282	178	-	-	-	-	2,829	2,300	-	360	職員 6,369
	会計	-	-	83	-	-	-	-	1,154	970	-	-	会計 2,207
交通安全対策費(13.1.2)	会計	-	-	-	-	112	-	-	461	387	-	-	会計 960
合計		14,115	6,291	10,186	3,058	27,019	-	-	191,799	140,564	57	10,755	403,844

注) 「職員」は、会計年度任用職員以外の一般職の職員を示し、「会計」は会計年度任用職員を示す。

議 第 4 6 号

令和7年度 遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 遊佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,280 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,583,280 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		128,237	5,280	133,517
	1. 他会計繰入金	118,237	5,280	123,517
歳入合計		1,578,000	5,280	1,583,280

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		39,736	5,280	45,016
	1. 総務管理費	38,673	5,280	43,953
歳出合計		1,578,000	5,280	1,583,280

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	269,073		269,073
2. 使用料及び手数料	51		51
3. 国庫支出金	2		2
4. 県支出金	1,179,418		1,179,418
8. 財産収入	12		12
9. 繰入金	128,237	5,280	133,517
10. 繰越金	1		1
11. 諸収入	1,206		1,206
歳入合計	1,578,000	5,280	1,583,280

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	39,736	5,280	45,016			5,280	
2. 保険給付費	1,167,370		1,167,370				
8. 保健事業費	27,112		27,112				
9. 国民健康保険事業費納付金	340,957		340,957				
11. 基金積立金	13		13				
13. 諸支出金	2,812		2,812				
歳出合計	1,578,000	5,280	1,583,280			5,280	

2. 歳入

(款) 9. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	118,237	5,280	123,517	1. 保険基盤安定繰入金	5,280	事務費繰入金
計	118,237	5,280	123,517			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	37,125	5,280	42,405			5,280		10. 需用費	22	消耗品費
								12. 委託料	5,258	システム改修委託料
計	38,673	5,280	43,953			5,280				

議 第 4 7 号

令和7年度 遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 遊佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 240,750 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日 提 出

遊佐町長 松 永 裕 美

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		77,030	1,750	78,780
	1. 一般会計繰入金	77,030	1,750	78,780
歳入合計		239,000	1,750	240,750

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		1,250	1,750	3,000
	1. 総務管理費	600	1,750	2,350
歳出合計		239,000	1,750	240,750

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	161,631		161,631
2. 使用料及び手数料	2		2
3. 繰入金	77,030	1,750	78,780
4. 繰越金	1		1
5. 諸収入	336		336
歳入合計	239,000	1,750	240,750

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	1,250	1,750	3,000				1,750
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	237,413		237,413				
3. 諸支出金	331		331				
4. 予備費	6		6				
歳出合計	239,000	1,750	240,750				1,750

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 事務費繰入金	13,230	1,750	14,980	1. 事務費繰入金	1,750	事務費繰入金
計	77,030	1,750	78,780			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	600	1,750	2,350				1,750	12. 委託料	1,750	システム改修委託料
計	600	1,750	2,350				1,750			

議第48号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町税条例の一部を改正する条例

遊佐町税条例(昭和50年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第51条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 災害を受けた者

第81条第1項中「前条」を「第80条」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35

グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第51条第1項及び第81条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (3) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (4) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の遊佐町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出す

る新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の遊佐町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、遊佐町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 遊佐町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこ

の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、特定親族特別控除の創設に伴う控除額の追加、公的年金等受給者の個人住民税申告義務及び扶養親族等申告書に係る提出義務等規定の整備、町民税の減免対象の追加等の改正を行うため、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第49号

遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例

遊佐町防災会議条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 自衛隊の隊員のうちから町長が指名する者

第3条第6項中、「第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号」を削り、「次のとおり」を「30人以内」に改め、同項第1号から第6号までを削る。

第3条第7項中「第7号及び第8号」を「第2号、第8号及び第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

遊佐町防災会議で、より実践的な知見を持つ組織を委員に加えることで、地域防災計画の実効性を高めることを目的に、関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第50号

旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 遊佐町当山字堰中瀬地内 |
| 3 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和7年12月26日 |
| 4 契 約 金 額 | 49,940,000円 |
| 5 契約の相手方 | 遊佐町当山字宝了20番地
株式会社 高橋工業所
代表取締役社長 高橋 司 |

提 案 理 由

旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第51号

令和7年度遊佐象潟道路（物見峠地内）建設工事に伴う
送配水管移設・撤去工事請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 令和7年度遊佐象潟道路（物見峠地内）建設工事に伴う送配水管移設・撤去工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 遊佐町吹浦字物見峠地内 |
| 3 | 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和7年9月30日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 57,200,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 遊佐町遊佐字丸ノ内29番地の5
土門建設株式会社
代表取締役 土門義一 |

提 案 理 由

令和7年度遊佐象潟道路（物見峠地内）建設工事に伴う送配水管移設・撤去工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第52号

スクールバス（中型）の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- 1 取得しようとする財産 スクールバス（中型） 1 台
- 2 取得予定価格 18,366,720円
- 3 取得先 酒田市北浜町2番89号
株式会社庄交コーポレーション 酒田工場
酒田地区統括部長 阿部 紀久

提 案 理 由

スクールバス（中型）を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第53号

移動式バスケットゴール及び付属機器の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 取得しようとする財産 | 移動式バスケットゴール及び付属機器 |
| 2 | 取得予定価格 | 10,780,000円 |
| 3 | 取得先 | 酒田市亀ヶ崎3丁目10番13号
株式会社サンライズスポーツ
代表取締役 渡部 政雄 |

提 案 理 由

移動式バスケットゴール及び付属機器を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、提案するものである。

令和7年6月10日提出

遊佐町長 松 永 裕 美